

## 平成23年第22回教育委員会定例会

開会年月日 平成23年11月21日(月)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子  
同 委員 天沼英雄  
同 委員 安藤睦美  
同 委員 外松和子  
同 教育長 河口浩

## 議 題

## 1 議案

- (1) 議案第57号 「練馬区立生涯学習センター条例」の制定依頼について
- (2) 議案第58号 「練馬区立美術館条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (3) 議案第59号 「練馬区立美術館運営協議会条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (4) 議案第60号 「練馬区立石神井公園ふるさと文化館条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (5) 議案第61号 「練馬区立スポーツ施設条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (6) 議案第62号 「練馬区立中村南スポーツ交流センター条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (7) 議案第63号 「特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (8) 議案第64号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (9) 議案第65号 練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

## 2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
〔継続審議〕

### 3 協議

- (1) 区立幼稚園の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕
- (3) 平成23年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

### 4 報告

#### (1) 教育長報告

学校用務業務の委託について

区立小学校芝生養生シートの放射線量測定と対応について

こどもと本のひろば(南大泉図書館分室)の整備について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 12時00分

#### 会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	阿 形 繁 穂
生涯学習部長	中 村 哲 明
学校教育部庶務課長	岩 田 高 幸
同  新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同  学務課長	古 橋 千 重 子
同  施設給食課長	山 根 由 美 子
同  教育指導課長	吉 村 潔
同  総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部生涯学習課長	小 金 井 靖
同  スポーツ振興課長	齋 藤 新 一
同  光が丘図書館長	内 野 ひろみ

傍聴者 7名

#### 委員長

ただいまから、平成23年第22回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴の方が6名いらっしゃっている。よろしく願います。

では、案件に沿って進めさせていただきます。

本日の案件は、議案9件、陳情6件、協議3件、教育長報告4件である。

- (1) 議案第57号 「練馬区立生涯学習センター条例」の制定依頼について

- (2) 議案第58号「練馬区立美術館条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (3) 議案第59号「練馬区立美術館運営協議会条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (4) 議案第60号「練馬区立石神井公園ふるさと文化館条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

#### 委員長

初めに議案である。本日、9件の議案が提出されているが、関連する議案については、あわせて説明をお願いしたい。議案第57号「練馬区立生涯学習センター条例」の制定依頼について、議案第58号「練馬区立美術館条例の一部を改正する条例」の制定依頼について、議案第59号「練馬区立美術館運営協議会条例の一部を改正する条例」の制定依頼について、議案第60号「練馬区立石神井公園ふるさと文化館条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。

では、議案第57号から第60号は関連する内容と思われるので、あわせて説明をお願いする。

#### 生涯学習課長

#### 資料に基づき説明

#### 委員長

ありがとう。

では、各委員のご意見やご質問を伺う。

#### 天沼委員

最後のご説明があったところだが、公民館に関してだが、公民館運営審議会は今回の改正で廃止になるということだが、懇談会ということで、略称で生涯学習振興法の中で多くは対行政的なことになると思うのだが、市区町村は必置ではないわけだが、しかし、当然、置かれるものという一般的な解釈であるわけで、だから、ほかのところはすぐに審議会等が置かれる形になっている。こちらもできるだけ早く、そういう検討をする、運営にかかわる審議会、懇談会をつくる必要があるかと思うのだが、それは予定としてはどのくらいの予定、また、メンバー構成であるとかそういったものが、もし今の時点でお話しいただけることがあったらお願いしたい。

#### 生涯学習課長

今回の条例の改正に伴い、できるだけ速やかに公民館の運営審議会から懇談会の設置というものに移りたいとは考えている。構成メンバーについては今の時点で決まっていないけれども、当然、今までの事業、あるいは企画内容等を含め、さまざまなご意見もいただいているので、引き続き新たな生涯学習センターの運営のためにいろいろな立場の方からご意見をいただくという意味で、今の審議会のメンバーを主体にしながら考えていくことになるかとは思っている。

なお、懇談会については前回の委員会でも説明させていただいたが、教育委員会に置

かれる社会教育主事についても懇談会の委員としてメンバーの構成に入っていたかといふことを今の時点で考えている。

以上である。

#### 天沼委員

社会教育法から生涯学習振興法に変わったところで、私の印象ではかなり民間活力ということがこちらのほうでうたわれていて、例えば新聞社であるとか、放送局であるとか、あるいはデパートであるとか、いろいろな業者が生涯学習に参入していく。それらも学習活動の一場面として取り入れていくということだと思う。これまでの社会教育法では、そういう営利、そういった方がかかわることはなかったと思うが、そういう面では何か本来は営利企業、そういった部分にかかわっている方が懇談会の委員としてかかわるといふことはあり得るのか。

#### 生涯学習課長

社会教育法に基づいて公民館の運営審議会のメンバー構成については、法に基づいて社会教育関係者であるとか、それから家庭教育の向上に資する委員であるとか、規定があった。それらの規定が、分権の一括法、略称であるが、それにより、地方公共団体が構成委員を定められるようになったといふことがある。今、天沼委員がおっしゃっていたのは、そういった中で新たにそういったような委員が考えられないかといふことであると思う。

また一方で、今回、社会教育法の規定の施設から区長が設置する生涯学習センターとしての位置づけが変わるので、ある意味では法の規定を受けないという部分もあるので、生涯学習センターがきちっとした形で運営できるようにさまざまな立場からご意見をいただけるように構成メンバーについてはできるだけ速やかに設置し、できるだけ速やかに構成委員を決めていくといふことを考えていきたい。

以上である。

#### 委員長

よいか。

#### 天沼委員

よい。

#### 委員長

ほかの委員はいかがか。

#### 安藤委員

今、天沼委員がおっしゃった営利を目的とするといふか、営利団体がかかわってくる可能性があるかといふことで答えていただいたのだが、第8条には「営利を目的とするおそれがあると認められるとき」といふので利用を承認しないとなっているが、そのあ

たりはどうか。

生涯学習課長

現在の公民館の運営について、営利を目的としないということが前提で実施している。今回、センター条例についても、機能については引き続き生涯学習の成果を文化に生かすということで考えているので、そういった記載をしている。今、天沼委員からいただいたご意見については、いわゆる営利を目的とする立場の人間が営利を目的とする事業をここでやるということには直結しないというふうに考えている。ただ、純粋にその営利という位置づけというよりは、例えばさまざまな民間会社のそういう立場にいらっしゃる方がそういう立場でご意見を言っていたかというようなことの意味だと思うので、これについてはほかの附属機関や懇談会等でも、例えば産業連合会であるとかそういった民間の会社の経営に携わっている方が委員として入っていただいていることもあるので、そういう意味で「広い立場で」ということで、今、考えているということである。

委員長

ほかにあるか。

天沼委員

美術館条例の参考資料2の4ページだが、「入館および施設利用の制限」ということで、「いずれかに該当するときは、区長は、入館を拒否し、または施設の利用を承認しない」ということで(1)から(4)、何か「同左」で「省略」となっているので、差し支えなければ何か、どういう文言がここは省略されているのか教えていただければと思うが。

生涯学習課長

公の秩序または善良の風俗を害するおそれ。2番、営利を目的とするおそれ。3番、建物、付属設備または美術作品等を損傷するおそれ。4番、美術館の管理上支障があると認められる場合。5番、前各号に掲げるもののほか、委員会が、ということで、現在、入館または施設の利用を不相当と認めたというのが現在の13条の規定である。  
以上である。

天沼委員

ありがとう。

委員長

ほかに。

外松委員

先ほど安藤委員が発言された第8条の(2)の「営利を目的とするおそれがあるとき」というのは大事なことかなと認識する。だが、現在はほんとうに企業の第一線で活動されている方々が、企業の利益は考えずに社会貢献をしていくという、そういうことも近

年は非常に多くなってきているので、その辺をきちっと区としても見定めていかなければいけないという、一つはそういう課題もあるのかと思うので、ここがしっかりと守られるようによきアドバイザーとして入っていただくというような、そういう視点も持つのが大事なのではないかと思う。

また、今回、上げられているこの議案に関しては、組織の一元化によってこのように条例が変わるということで、これでいいと思う。

委員長

ほかの方はいかがか。

安藤委員

今回、練馬区立美術館と練馬区立石神井公園ふるさと文化館が教育委員会の手から離れるということで、どこかでお話しできたらと思っていて今まではできなかったことを最後にちょっと言えたらと思って、この場をおかりしたいのだが、今、この条例の中にどちらも休館日が月曜日となっている。月曜日がお休み、休日の場合はその翌日となるのだが、今後、減っていくかもしれないが、小学校や中学校、公立の学校の振りかえ休日は大体月曜日に設けられており、子供たちが学校の休みのときに、では美術館へ行ってみようかといったときに、閉まっているのはすごく残念だと思う。ふるさと文化館についても、ほんとうにすてきな展示をしているのを見てきて、3年生か4年生で、多分、練馬区の小学生が皆見学に来ているかと思うのだが、もう大きくなってしまった子であったり、低学年であったりしても、ほんとうに楽しめるというか、勉強の場としてすばらしい場だと思うので、できればどこかで休館日を変更していただくことを検討していただきたいと思う。

委員長

では、お願いということでよろしいか。

生涯学習課長

博物館施設については、月曜日休館が関東近辺の施設は非常に多いというのがある。これは、結構、博物館、美術館関係であると資料の借用関係をしているので、国立博物館も含めて月曜日休館が非常に多い。なお、博物館は閉めているときも、実は休んでいることは少なく、中の資料のリフレッシュというか、さまざまな作業がある。そういったことでなかなか開館日の拡大ということが図れない部分もあるが、例えばほかの事例であると、月一度、月曜日は開館するとか、さまざまな開館時間の拡大ということで努力している館もあるので、引き続き練馬区の博物館施設についても開館日等の拡大に向けてさまざまな問題点を整理して研究していくことはしていきたいと思っている。以上である。

安藤委員

資料のことについては、ほんとうに勉強不足で知らなかったなので、申しわけない。拡

大を求めているわけではなくて、変更等で何かできたらいいかなと。

委員長

曜日の変更か。

安藤委員

曜日の変更等でできたらいいなという希望である。生涯学習課長がおっしゃられたように、ほんとうに月曜日がお休みで、子供に聞くと、ちょっと文化的な1日を過ごそうと思ったときに、どこの美術館も博物館も、今おっしゃられたように閉まっているので、もし練馬があいていたら練馬へ、皆さん、足を運んでもらえるかもしれないので、ご検討のほどをよろしくお願ひしたい。

委員長

生のお声を取り入れていただけるとありがたいということである。

そのほか、ご意見はあるか。

その他については、組織改正に伴う法的な手続上の問題かと思うので、この辺でよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第57号から第60号については「承認」としてよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、「承認」とする。

- (5) 議案第61号 「練馬区立スポーツ施設条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (6) 議案第62号 「練馬区立中村南スポーツ交流センター条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (7) 議案第63号 「特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

委員長

次の議案である。議案第61号 「練馬区立スポーツ施設条例の一部を改正する条例」の制定依頼について、議案第62号 「練馬区立中村南スポーツ交流センター条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。

では、議案第61号から62号は関連する内容と思われるので、あわせて説明をお願いします。

スポーツ振興課長

資料に基づき説明

委員長

ただいま、61号、62号、それから一部残っていた63号についてのご説明もあったので、3つ一緒に話をしたいと思うが、ご質問やご意見があったらお願いします。用語の整理の部分であったと思うので、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第61号から第63号までについては「承認」とする。

- (8) 議案第64号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

委員長

それでは、議案第64号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について、この議案について説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

では、委員のご意見、ご質問を伺う。

天沼委員

この法改正は、結局、それぞれの補償額が変更になると、そういう法令改正であるか。

庶務課長

この小学校及び中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償の介護関係の限度額が、毎年、国家公務員の給与改定に伴い、毎年、変更がある。それに伴い東京都の条例も改正され、私どもの条例も改正しているという形になっている。

委員長

よろしいか。

天沼委員

よい。

委員長

ほかに質問はあるか。

それでは、議案第64号については「承認」としてよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、「承認」とする。

(9) 議案第65号 練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

委員長

次の議案である。議案第65号 練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則。

では、この議案について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

では、各委員のご質問やご意見を伺う。

天沼委員

これまでもご提案いただいて教育委員会でも審議してまいったので、このとおりでよろしいかと思う。7月21日から夏季休業日は8月31日までと、従来の8月24日までを8月31日までに改めてよろしいと思う。

委員長

ほかの方もそれでよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平議案第65号については「承認」とする。

- 陳情 (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕

委員長

次に、陳情案件である。平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について。

この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めることにしている。したがって、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成19年陳述書第4号は「継続」とする。

- (2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕  
(3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書、また、その次の陳情案件、平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書、この2件の陳情案件については、大震災を契機とした災害対策について練馬区全体として対応中と聞いている。したがって、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成23年陳情第3号、第4号は、いずれも「継続」とする。

- (4) 平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書。

事務局

本件については、本日、追加署名が提出されている。本日の追加署名分として111

筆が提出されている。したがって、本件については代表者外累計3,003名となっている。

委員長

ということだそうである。では、この陳情案件については、協議(1)に関連するものであるので、あわせて行いたいと思う。

では、資料が提出されているので、説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見やご質問をお願いします。

安藤委員

プレ幼稚園についてであるが、以前、事務局からいただいた資料に載っている幼稚園の中では、私が調べた限りでは高松幼稚園と旭幼稚園がやっているということであったのだが、私立に通うと変更したとき、プレ幼稚園に行っていないと不利になるというようなことはあるのだろうか。また、もしそういう不利益をこうむるようであれば、各幼稚園に個別にお願いすることはできるのか。

学務課長

これまでも私立幼稚園の選考方法については、保護者の方から、わかりにくいであるとか、プレ保育に行っていないと入園を断られるというようなお話があった。私どももこういった点については私立幼稚園協会にもこれまで問い合わせ等をしている。今回は特に区立幼稚園の適正配置実施計画(案)が出たということで、区立幼稚園がなくなることを考えて私立の3年保育にお子様を預けたいとお考えの保護者の方も多数いらっしゃるようである。当然、その際にプレを経ている方はだめだというようなことも私立幼稚園のこれまでの選考の中ではあったかもしれない。私どもも各幼稚園の選考方法について細かく指導であるとかそういったことはできないが、少なくとも私立幼稚園をお子様の幼稚園として考えていらっしゃる保護者の方については丁寧に対応していただきたいということで、重ねて協会には要請している。

また、私立幼稚園協会としても、これまで何かとトラブルになる可能性があるプレ保育の部分であるとか、前日の夜中から並ぶであるとか、そういったことについては、各幼稚園にそういった取り扱いほしくないというようなことで協会から各園に通知が出たということも承知している。

なかなか私立の選考方法については私どもも難しい点があるが、少なくとも保護者の方にとって不透明感のないようにわかりやすく公正に進めてほしいという思いはあるので、その点についてはお願いをしたというところである。

委員長

よろしいか。

安藤委員

よい。

委員長

ほかの方はいかがか。

外松委員

費用について少しお伺いしたい。ご意見の中で、私立幼稚園は経済的に困難ということが寄せられていた。どれだけ区として補助金等をお出ししているか、そういうことも掲載されているが、おおよそ私立幼稚園に入れた場合と区立幼稚園の大体1年間の費用はどの程度のものなのか、もしわかれば教えていただきたい。

学務課長

私立幼稚園については、保育料、入園料ともさまざまであるが、あくまでこちらでとった平均値ということで申し上げさせていただく。

区立幼稚園については、入園料が3,000円、保育料が月8,000円で、年間にすると9万6,000円、合計で9万9,000円が保護者の方に負担していただく金額である。一方、私立幼稚園では、平均的なところとしては入園料が8万7,500円、保育料の月々の平均が2万3,772円、年額にすると28万5,300円であり、合計すると37万2,800円。これは平成23年の保育料ということである。

これについては、国、都、区ということで私立幼稚園の保護者に対してはさまざまな補助金を支給して負担軽減策を図っている。一部都も入っているが、主に国と区で出している就園奨励費、これは保護者の方の所得状況、また、お子さんの数によって違っている。こちらについては、平均で6万2,200円出ているが、当然、所得の低い方、またお子さんの多い方については、最高額で年間30万3,000円出ている。また、東京都と区で実施している保護者負担軽減費については、所得制限がない。申請をなされた保護者の方すべてに月額1万1,200円、年額にすると13万4,400円が出ている。また、入園料の補助は入園した時点のみであるが、4万円ということで、これを補助金の平均額を合計すると、23万6,600円となる。差し引きすると、私立幼稚園にお子様を通わせている方の保護者負担額とすると、13万6,200円となっている。

こういったことで、先ほど申し上げた区立と私立の公私格差ということで、これは単純に平均値で比較したものであるが、差し引きすると私立にお子様を通わせている方のほうが年間で3万7,200円負担が多いという状況である。補助金についてはさまざまの、先ほども申したように保護者の方の所得の金額であるとか兄弟関係で随分金額が違うので、あくまで平均値ということでご理解いただきたい。

以上である。

外松委員

詳細にありがとう。

委員長

ほかの方はいかがか。

外松委員

いろいろと教えていただいて、さまざまな補助金や負担金制度が手厚く行われているということがよくわかった。

委員長

ほかにいかがか。

天沼委員

陳情の方々の今日になって合計3,003名という方々から陳情いただいたということだが、だんだん増えてきているようなのだが、いろいろ説明を聞いていただいて、保護者の方々のニーズにやっぱり区が考えてきたことと方針と若干ずれがあるというところから再考してもらいたいという、そういった願いであろうと思うが、今後、そういったニーズにどのようにこたえていくかということがやはり大切で、もし区の方針でこれを進めていくのであれば、やはりご理解いただく上で進めていかなければいけないので、そういうさまざまなニーズにどのようにこたえていくか、難しい問題かと思うのだが、お考えがあるか。

学務課長

区立幼稚園に対して保護者の方や区民の方々がご期待なさっている部分は、今回のことでも非常に大きいものがあり、重い責務を負っているというのは私どもも感じている。ただ、一方で、練馬区の場合に41園の私立幼稚園があり、長年、幼稚園教育を担ってきていただいているという現実もある。私どもとすると、区立幼稚園、私立幼稚園ともに、やはり幼稚園教育を責任を持って担っていくということが必要であると考えている。

特に区立幼稚園においては、障害の重いお子様、配慮が必要なお子様をこれまでも多数受け入れてきた。当然、区立のみですべてのお子様を受け入れることは困難な状況もある。今後、この障害児保育の部分については、私立幼稚園に対してもこれまでも重ねて要請してまいり、現に私立幼稚園でも大変多くの障害のあるお子様が、現在、統合保育ということで保育を受けていらっしゃる。しかしながら、区立幼稚園の数が減ったとしても、この障害児保育の部分については、これまで同様としてしっかりやっていき、さらに私立幼稚園にも障害児保育のノウハウを区の経験の中から培ったものについては広めていきたい、さらに多くの私立幼稚園で障害のあるお子様を教育していただきたいと強く考えている。

また、預かり保育等、保護者の方のニーズにどこまで現行の区立幼稚園の職員体制等

でこたえていくかというのは難しい課題もあるが、やはり就労していない保護者の方にとっても、地域における活動であるとか、ご自身のリフレッシュのための時間等も必要な状況があるということは十分こちらでも理解しているので、預かり保育の部分については区立幼稚園の現行の体制等の中で可能であればさらに充実していきたいとは考えている。引き続き現場の幼稚園教諭、園長をはじめ、現場の幼稚園教諭の意見を聞きながら区として区立幼稚園を今後も責任を持って保育を担っていきたいと考えている。そこで保護者の方のご意見等もちょうだいしながらということになると思う。すべてのご要望におこたえするのは難しいとは考えているが、できる範囲でこたえていきたいと考えている。

以上である。

#### 委員長

この考え方のところをよく読ませていただくと、今までも区民の方、保護者の方からのご要望に一部柔軟に対応している部分があるかと思う。例えば、10名未満でも存続するという、それとか、兄弟関係のときには優先的に入園をしていいということとか、それから、定員オーバーをしても、若干のオーバーであれば受け入れ体制をつくっていかうとか、そういったようなところが、これを読ませていただいて保護者のご心配いただいていた部分は少しずつ解消されてきているかと私は受け取った。

なお、今のご説明の中でも、今後、内容的な部分、単学年というのか、それになったときにどのようにしていくとか、それから、今、学務課長からもご説明があったような部分でなるべくできるものについては柔軟に対応していきたい、検討していきたいとお話も大分あったかということで、私としては一部不安や不満を持っていらした方にも一部納得していただける部分も対応しているのではないかというふうな印象を受けた。

この資料については、教育委員会のための資料ということで今日では出されているのかと思うのだが、どこかで公表していくことを、今、予定しているのかどうか、ちょっと確認したい。

#### 学務課長

こちら、今日おつけしたご意見・ご要望と教育委員会の考え方については、先日行った11月9日の意見交換会でもまだ未定稿ということで、確定ということではない、一部修正した部分もあるが、保護者の方等との意見交換会においての資料ということでちょっと出させていただいている。

今後、これから開催を考えている意見交換会等でも、こういったものについては保護者の方たちにお示ししたいと考えているし、いずれホームページ等での公表についても考えている。いずれにせよ、皆様方からいただいたご意見に対して区がどういうふう考えているか、当然、説明会等の場でお答えした部分もあるが、今、委員長がご指摘いただいたとおり、10名未満の部分等については、説明会を経てこれまでのいろいろな陳情の審査等の中で教育委員会としても柔軟に対応するというので10月12日に教育長通知を出し変更してきたという経緯があるので、当然、説明会の時期とは変わっている部分はある。こういったことについては、いずれ保護者の方たちに広く内容を公表

していきたいと考えている。

以上である。

#### 委員長

なかなか説明会等にもおいでになる方も限定されているかと思うので、なるべく広く公開していくほうがご理解はいただけるのかとは私も考えた。先ほど外松委員がおっしゃっていた補助金のことについても、金額がかなりここにきちっと書かれていると、何となく不安に思っていた部分も少し解消されるような気もするかと感じている。

#### 天沼委員

先ほどのご説明の中で、練馬区全体の幼児教育について考えていると。区立幼稚園だけではなくて私立幼稚園事業についても、幼児教育の一環として支援していくということで、今ちょっと事業点検・評価表でお金のお話が外松委員から出たので、ちょっと簡単に見てみたのだが、例えば陳情者の中で障害児保育は区立ということを考えていらっしゃるが、練馬区として私立の幼稚園にも6,000万円ほどの心身障害児保育委託料を出しているし、そのほか、私立幼稚園入園児保護者の補助金として1億3,000万円であるとか、あるいは私立幼稚園就園奨励費で6億円であるとか、それから、そのほかにも数千万円単位の9項目が挙がってきているが、全部挙げるのは時間の問題もあるのでやめておくけれども、つまり、区立も私立も分け隔てなく行政としては支援を行ってきているということで、費用の面でもそういう財政的・経済的な面での保護者の方々のニーズにおこたえするという努力はしているのだといったところはちょっとご理解いただきたいと思う。

あとは、そのほかいろいろなニーズというところはあるかと思うので、その辺のところをやはり十分にお聞きいただいて、今ご説明があったように対応していただきたいと思う。予算面については、とりわけ私は私立のほうにもきちっと支援を行っていると考えた。

以上である。

#### 外松委員

少し前のことになってしまうが、今までどのように検討し、説明してきたのかという、そのご意見に対してのことなのだが、区としては平成17年度に策定した今回のこの幼稚園の適正配置に関して、策定した際、区報に出し、そしてパブリックコメントによる意見募集を行ったそうだが、その寄せられたパブリックコメントをどのように区民の皆さんに周知したのか、その辺を少し伺いたいと考える。

#### 学務課長

今、外松委員からご指摘があったのは、平成17年に区立小・中学校及び区立幼稚園の適正配置基本指針(案)についてのパブリックコメントということで、このとき、区立幼稚園については9件のご意見をちょうだいしている。当然、区立小・中学校に対していただいたご意見とあわせて教育委員会にもご報告しているし、文教委員会にもご報

告をし、重ねてホームページ等でもご報告しているということである。

当然、平成17年ということで、今からもう6年前であるので、それについて今回、幼稚園の適正配置実施計画(案)の説明をする上で、そのときにはまだお子様がいらっしやらなかったような方については知らなかったというご意見もあったが、区としてはこの適正配置基本方針を出す際に、既に区立幼稚園の適正配置については必要であるという考え方を示し、区民の方のご意見に対してもそのようにお答えしていきたい。

委員長

そのような経過をたどっているというご説明であったかと思うが。

天沼委員

今のことであるが、年号も出ている。平成17年4月に基本計画は策定されて適正配置を進めるというお話が出されてきて、で、今、それが実行に移されつつあるということで、一応、廃止条例案を24年度中に提出して、平成26年度3月をもって廃園とすると。そうすると、一応、3年間の存続はあるけれども、その後はなくなるというようなことである。違うか。

学務課長

26年3月廃園とすると、2年の後は現在、残り5カ月はあるが、実質は2年である。

教育長

さまざまなご意見をいただいているということで、一定程度、教育委員会の事務局としても整理をして、こういう形でお答えさせていただきたいということである。

今後、先ほどの課長の話のように幾つかまた意見交換会をするということなのだが、ご質問の趣旨については大方出ているのかとは思っているのですが、私どもとしては一定の段階では結論を出さざるを得ないかと思っはいる。今後またさらにこの案件については、報告を受けながら結論を出していきたいと思っはいるので、よろしく願ひする。

外松委員

どうしてもちょっと言わせていただきたいことがある。

実は、3年保育のことに関連してなのだが、幼児の発達であるとか、発達段階、それから教育を考えたときに、2年保育よりも3年保育のほうが適切であるという考え方が今は主流になってきているのではないかと思う。現在、区立幼稚園は発足がかなり以前なので、2年保育ということで発足した。特に光が丘の4園に関しては、当時のお子さんたちがほんとうに急増しているのて住民の皆さんのニーズにとにかくこたえようということで、次々と4園が開園されてきたという経過があるかと思う。現在、幼児が非常に減ってきて入園数が四十数パーセントなどという現状からも、やはりそれは適正配置をしていかざるを得ないのではないかということで進めてきているわけであるが、26年度からは、光が丘の中に2園、そして北大泉幼稚園ということで、区としてはわずか3園ということになる。

そうなった場合に、私立幼稚園が主流のこの練馬区の現状を考えたときに、当然、定員数もあるわけだから、私は、おそらく区立幼稚園3園でやっていって3年保育にしたとしても、私立幼稚園の経営を圧迫するような、そういう状況にはならないのではないかと予想する。

残された3園の区立幼稚園の使命ということを考えると、幼・小の連携教育、そして幼稚園と保育園との連携、それで保育園をも巻き込んだ幼児と小学校の連携教育という、そういう長い先のことを考えると、今回、ほんとうに英断的な適正配置ということで光が丘の中が2園になるわけであるから、ほんとうにこの機会に幼児教育の区立幼稚園の3年保育ということをぜひ検討委員会で議題の中に検討していただき、3年保育ということも十分に考えていただきたいと思う。もう一度、残った3園の役割は何かということにちょっと焦点を当てていただいて、この年限に関しても十分に検討していただけたらうれしく思う。

#### 学校教育部長

今、外松委員の言われたこと、幼児教育の中で2年がいいのか、3年が必要なのかということだと思っている。

本日の資料でも、11月9日の意見交換会の場合でも区立幼稚園で3年保育を実施してほしいというご意見もかなり強くいただいている。区でも、私立幼稚園がおおむね3年保育をやっていて区立が2年としているというこのずれの問題は、当然、解消していかなければならないのか、あるいはこのままでいいのかということである。

区立、2年か3年か。区立幼稚園自体でも、実は23区の中で2年と3年と分かれており、まだまだ2年のほうが多い状況はある。ただ、一部の区で3年をやっているという、こういう状況もある。そういう意味で言えば、今後の課題として考えなければいけない問題かとは思っている。

ちょうど国のほうで、今、保育システムというか、幼稚園と保育園の検討も行われてきており、そういう方向の中でこの辺の方向がひとつ出てくるのかなということも考えているが、まだちょっと国のほうがはっきりしない部分があるので、あるいは時期の問題もあろうかと思っているので、今回のこの適正配置の中ではその件について触れていないということである。

ひとつ、どうしても練馬区の幼稚園教育を考えたときに、学務課長も何度かお話をさせていただいているが、ずっと沿革的にも、あるいは現状としても、やはり私立幼稚園が大半を担っているというこの現状をどういうふうに、その前提から考えざるを得ないだろうと思っており、しかも、区立幼稚園が区内にある意味で言うと満遍なくというか、まさに適正に配置されていて、学校のように区立が中心だということであれば、そういうふうな考え方も出てくるのかとは思いますが、現実に区立幼稚園、北大泉を除けば光が丘地区の4園という、非常に偏っている状況の中で、区立が2年保育だからなのか、また、子供の保育需要が変わってきているのかはまだ確定的なことは言えないとは思いますが、現実に区立幼稚園の就園率自体が非常に下がってきていると。では、この中で2年がその要因なのだから3年にして、というふうなことを即するかどうかということになるのだろうと思っている。

現実に光が丘の幼稚園に通われているお子さんの4人のうち3人が光が丘地区外からの方々のお子さんということ、あるいは、私立幼稚園としてもなかなかお子様を集めるのが厳しい状況の中で、区立が集まっていないから、では即3年なのだと、そういう形をとるべきなのか、今、外松委員が言われたようにこれはこれとしてやった上で、その後の練馬区立の幼稚園のあり方として3年保育を考えていくべきなのかという、そういうことになるのかと思っている。

今後、私どもとしても、この適正配置の計画を実施させていただいた上で、当然、国の動きもあろうかと思う、それらのことも考えながら、今、外松委員の言われたようなこともあわせて検討していかなければいけないのかなということは考えている。

以上である。

#### 外松委員

私が「3年」と言わせていただいたのは、区立幼稚園に集めようかということよりも、どちらかという区立幼稚園の今後の役割というところでそういう連携教育ということを考えてときの、ほとんどすべて、3と四十幾つであるから、圧倒的に部長がおっしゃったように、幼児教育は練馬の場合は私立幼稚園で成り立っていると言ってもほんとうに過言ではないかと思う。そこに幼稚園と小学校の幼・小の連携ということを考えてときの、私立幼稚園が3年保育のところがちよっと区内では多いかと認識していたものであるから、今回、官民一体にやらないわけであるが、そのようにしてそういう連携教育も私立幼稚園としっかりやっていければ小学校のほうにつなげていくという、そういうときにも、そのほうがより教育活動が充実するのかと考えたが。

#### 学務課長

ご指摘いただいた幼児教育ということを見ると、これまでの区立幼稚園、小学校との連携を行っている。一つ例として挙げさせていただくと、さくら幼稚園においては、秋の陽小学校が統合する前、田柄第三小学校といわば第七小学校のころから、各小学校と連携で交流を進めてきている。今後さらに来年度の組織改正を控えて、保育園も教育委員会の中に入ってくるということで、私ども、これは新たなまた教育課題ということになるが、幼稚園、保育園と小学校との連携ということについては、既に少しずつだが準備を進めている。引き続き幼・保・小連携については重要な課題というふうに考えているので、区立幼稚園を中心として先ほどの部分についてはまずは進めていく、それを広げて私立のほうにも広げていく必要があると考えている。

以上である。

#### 天沼委員

今、どちらの幼稚園もそういった支援を幼・小連携を進めていくということであるが、今、区立幼稚園と私立幼稚園の区としての支援、財政支援を考えて見てみると、私立幼稚園児保護者負担経費補助金が約14億円出ている。区立の幼稚園はどれくらい出ているかということを見ると、区の方力を入れているのをお金の面からすると、私立のほうにむしろ力を入れているところがある。しかも41園がある。区立は、現状では5園し

かない。そういった数値、数からいえば圧倒的に私立なのである。

これを何とか区立にしようとしても、それはもう流れとして私立を乗り越えるのはとんでもない話で、区立のほうをもっともっと数を増やすとかそういうことをやっても、この財政的な支援や現状から追っていけば、これはもうせいぜい現状維持でしかないであろう。

しかも、光が丘地域からも私立へ行く。現状に区立の幼稚園があるところからも私立のほうに通っていらっしゃる方が増えてきているという状況であるから、それを考えたときに、何か非常にパブリックコメントというか周知のほうも、随分実施計画も実は行政としては手続等を踏んできているということなのだが、この現状に対する手当てというか、それはかなりおくれおくれになっていて、シフトしているのはどうも数字から見ていくとかなり大きな費用である。14億円の経費補助を出している等あるわけで、当然、そうすれば親御さんのニーズからすれば、そちらに流れていくのが普通だろうと。しかも、先ほどの経済的な負担のことで、東京都であるとかいろいろなところから補助がされて、しかも、区立の保育料と私立の保育料、そういうものが平均値でいけば3万円ぐらいしか差がないというお話であった。

であるので、そうやってきたとき、今さらということはないが、区立を何とか立て直して盛り上げようとしても、今は、今年はいろいろ働きかけがあって一定程度の入園児が確保されたわけであるが、流れとしてはもうとめようがない。水が流れ、少子化が始まったところはもうとめられないというのは、大学とかその他の世界で当然の事実であるので、そこではもう学部再編成であるとか、いろいろな外国の学制を取り入れるだとか、いろいろな手を打っていかなければならない。それはやっぱり区立でなかなか打てなかったというところがある。何でもでもないが経営手腕でできるのであるが、そういう足かせではないかというものがあつたのかと思って、やはり一定程度の反省はその面ではしなければいけないかと思っているが、ちょっと話が違うか。

#### 学校教育部長

支援の予算の支出額で見ると、そういうふうなご指摘もあるのかと思っている。実は練馬区のこういう公私でそれぞれ同じ事業を展開している場合に、行政としてどういふ対応をしていくべきなのかということについては、これまで区として一つの考え方を持っていて対応している。

それは、同じ3歳、4歳、5歳　4歳、5歳のお子さんを抱えている保護者の方が、幼稚園のように私立に行く場合、あるいは区立に行く場合に、それぞれ制度が当然違っているのだから、保護者にかかる負担が変わってきている。区立を上げるという考え方もあるが、やはり一定の考え方のもとで区立幼稚園のかかる経費は保護者が負担すべき経費は決まってくるわけである。それを基本としながら、その間の公私の格差がないようにということで、私立に通われている方に対する助成制度という形でさまざまなことを行っているわけである。

保育園の場合は、ご案内のとおり私立も公立も同じ保育料ということで区のほうで決めるわけであるが、幼稚園の場合は保育料は、授業料は私立幼稚園が決められるので、当然、その額は私立幼稚園が決めた上で、では公立と比べたときにどれぐらい差がある

のか、その差をなるべく埋める形で、私立幼稚園に行かれても、区立幼稚園に行かれても、保護者の負担が同じくらいになるようにということで実は私立幼稚園に対する補助金の額については検討してきているというか、そういう考え方のもとに設定をしてきているということである。

当然、国の考え方があるし、都の考え方もある。区は区の国や東京都の考え方にある意味で言うと上乘せをする形でどれくらいの額を出せば練馬区立の公立幼稚園との比較で公私の格差がある程度埋まってくるのか、こういう考え方のもとに予算を編成しているということである。

当然、額そのものについては、私立幼稚園が41園で1万人近いお子さんが通われている方を対象にしている額であるので、当然、区立幼稚園の経費の性格そのものも違うし、額そのものだけで比べるとなかなかそういう絶対額の違いも出てくるわけだが、経費そのものが区立幼稚園の場合は入りと出を比較してやるというよりも、施設の維持から人件費からすべて予算書の中に載ってくる。私立幼稚園の場合は補助金の額だけが予算書に載ってくるという、こういう意味で言うと、少し比較する尺度が違うのか、こんなふうに思っている。

いずれにしても、練馬区とすれば私立幼稚園に対する助成についてはかなり手厚く、ほかの区に比べても遜色のない形、それ以上に手厚くやっていると考えているし、その額をどういうふうにセットするかということについては、今お話ししたとおり、公私で私立に行かれても公立に行かれても負担に差がないようにということでセットしているということであるので、私立の場合、さまざまな表に出てこない運営費、実費のような形もあろうかとは思いますが、極力公私の格差がないような形でやっているということである。

#### 委員長

私の数字の認識が違うのかもしれないが、たしか公立のほうは9億円ぐらいの予算額というか、執行額があるかと計算したのだが、それと今の助成の単純に比較するのではなく、例えば全部が公立になってしまうと、今以上の予算が必要になってくるのかというふうに思うので、私立経営に負っている部分があるかと私としては認識したのであるが。

#### 学校教育部長

施設の経費をどういうふうに算出するかはなかなか難しいところがある。区の場合、初期投資、土地を買う、買わない、借りる、これによっても変わってくるし、光が丘の場合は建物を買っているわけだが、その購入費をどういうふうに年度間で平均化するかみたいな部分もある。北大泉のように自前で建ててやれば、当然、その工事費も初年度にかかるが、2年目以降は当然なしになる。建物であれば、5年、10年たっていけば大きい改修工事もしなければいけないということになれば、その年度では大きい金額がかかってくるということになる。

それで、今、委員長が言われた区立の幼稚園、今は約4億円弱である。

委員長

4億円か。

学校教育部長

人件費も含めて4億円弱ということで幼稚園費ということでやっている。ただ、これには実は幼稚園事務を担当している学務課職員の人件費が入っていないとか、あるいは、幼稚園の先生の人事を行っている特別人事構成事務組合の特別区教育委員会に対する分担金の額が入っていないとか、あるいは、幼稚園の先生の退職金はそこにカウントされていないとか、さまざま会計上のいろいろな問題がある。ただ、一応、幾らかかっているかといえば、教育費の中で幼稚園費の中で公立幼稚園の5園の運営費が4億円弱、3億9,000万円ぐらいということになるので、これも例えば大きい改修工事があればどんどん増えてしまうと、それぞれやはり、なかなかこういう維持費、幾らかというのはなかなか難しいところがあるのであるが、いずれにしても、今回、私どもがこの案を出して、保護者の方、あるいは住民の方に説明している額については、5園で3億9,000万円ということがかかっているということでお話ししているところである。そういう意味で単純にいけば1園当たり8,000万円という額になるうかと思う。なかなか金額は難しいのだが、そんなふうなことである。

委員長

あと、3年がいいのか、2年がいいのかということに、それぞれの立場でまた、家庭でしっかりと3歳までは親子でというような考え方もあるし、今の時代のニーズで早くから保育園に預けている状況なので、早く幼稚園にという考え方もいろいろそれぞれにあるかと思うので、先ほどの話では、またそれも含めて検討していく方向でというふうに学校教育部長からお話、教育長からもあったかなと思うので、今日のところは意見はここまでということで、この件については継続にしたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成23年陳情第18号については「継続」とする。

- (5) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。「平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書」。

この陳情案件については、今後も区の検討状況を見ながら審査を進めてまいりたいと考えている。ついては、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成23年陳情第19号については「継続」とする。

(6) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。「平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書」。

事務局

本件について、本日、追加署名が提出されている。本日提出された署名は105名分ということになる。したがって、代表者外105名ということになる。

以上である。

委員長

この陳情案件については、今後、区の対策の状況なども見ながら審査を進めてまいりたいと考えている。したがって、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成23年陳情第20号については「継続」とする。

協議 (1) 区立幼稚園の適正配置について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。「区立幼稚園の適正配置について」この協議案件については、先ほど陳情案件の際に行ったので、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この協議案件は「継続」とする。

(2) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕

委員長

次の協議案件「練馬区教育振興基本計画の策定について」、この協議案件については、懇談会の検討結果などを受けて協議を進めてまいりたいと考えているので、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この協議案件については「継続」とする。

(3) 平成23年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審査〕

委員長

次の協議案件である。「平成23年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について」

では、今回も引き続き特定分野に関する点検・評価について審議を進めてまいりたいと考えている。資料が提出されているので、説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

では、本日は、ただいま説明があった資料に対するご意見やご質問と、前回ご説明いただいた現状の取り組みや状況の課題をもとに、取り組みに対する評価や今後の方向性、まとめ方も含めてご意見があったらお願いしたい。

まず、資料に対するご意見やご質問はあるか。

安藤委員

学校支援事業だが、たまたま私はかかわっていたから知っているという感じではあるのだが、学校応援団の広場事業のほうに開放図書館に登録していただいたことがある。

そのときは結構お願いしてやっていただいた形なので、あらかじめ規定された業務だったかどうかは、ちょっと私は今わからない、直接交渉していないのでわからないのだが、そういった学校応援団を含めての学校支援というところも、もし何かあれば、ここにぜひ触れていていただいたらいいと思う。

この図書の配送のところ、「学校、幼稚園、保育園、学童クラブなど」となっているが、実際のところ、ひろば事業等に貸し出ししているというふうなことがあるのか。

#### 光が丘図書館長

団体の貸し出しについては、学校応援団もその対象となっているので、貸し出しをしている実績はある。

それとあと、学校支援との関係ということであるが、昨年度、南田中図書館のモデル事業で図書の分散化ということで、蔵書の電算化で導入したが、その折には学校応援団あるいは開放図書館が複数学校あったので、その部分も合わせて蔵書の電算化を行ったというところがある。なので、今後、そうしたところもあわせて、学校によっては学校だけが使っているのではなくて、応援団、あるいは開放図書というものがあるので、練馬区の場合はそういったところも調整をしながらという部分も確かにご指摘のとおりかと思うので、その部分も、関係各位、調整を行って支援をしてみたいと考えている。

#### 安藤委員

そのことも、この評価のときには織り込んでいただきたいと思うが、それは難しいか。

#### 生涯学習課長

学校応援団が、今、学校の図書館を利用して開放図書館という形でやっている。一方、今日、今回のいわゆる学校教育の支援ということで、いわゆる社会教育、生涯学習という観点からの放課後利用、これは子供たちに限らず大人も含めてなのだが、そういう意味での切り分けをしているので、一応、今回の、学校教育という流れの中での図書館からの支援ということではまとめになっている。

今、図書館長のほうで言ったように、同じ場所を結構使っているところもある。開放の場合は違う場所、違う図書館、図書室を使っていることももちろんあるので、同じ場所の場合は、当然、学校教育のほうの図書の図書館としての整備があって、それを応援団、あるいは開放部会に任せて、応援団のほうは地域の方々、あるいは地元開放するという立場であるので、基本的には学校教育のほうでつくっている図書館をそのまま使って、その中でかわりのあるものについては協議してやっていきたいということ考えている。

だから、一応、今回の、学校教育ということに視点を絞ってということをお願いしているところである。

以上である。

#### 委員長

確認したいが、今回の特定のテーマについては、図書館と学校図書館の連携について

なのだが、区立図書館と学校図書館の連携についてということなのである。だから、私も今、生涯学習課長がおっしゃったのと同じように、この間挙げていただいた事業が、図書館のほうから出ている事業が2つあったと思う。学校支援モデル事業、それから、今日説明があった学校支援事業、それから、指導課からあった学校図書館の業務委託事業、この3つの事業について絞って点検・評価をしていくということのほうがすっきりしているのではないかと私も思う。ひろば事業のようなのは、ちょっと立場が違うかと私も考えている。

#### 天沼委員

そのとおり、事業評価に即した評価をやっていただけたらと思う。

ちょっとお尋ねしたいのだが、今回の学校支援事業ということで、「教育課程の展開に寄与する区立図書館」ということなのだが、その1つとして学校支援専用図書を設定することで、実態を南田中図書館の利用冊数が出ているが、学級単位で貸し出すということで、その学級単位の利用状況というか、どの程度の学級単位に貸し出しているかとか、何学級とか、それで、それがどういう教科で、どういうふうに使われているか。そういった、もう少し踏み込んだ蔵書冊数があるのではなくて、学校、つまり先ほど指導課長がおっしゃったように「教育課程の展開に寄与する」という形での連携、調べ学習などに使っていただくということであるならば、実際、その学級単位に貸し出したときに、それがどういうふうな、どの程度の学級で使われ、どういう使われ方をしているか。どういう教科で、というようなことまで踏み込んでいただけると、具体的に学校の授業と区立図書館との支援の具体像が出てくるのではないかと思うので、まだこれは資料が足りないという気がするのだが、いかがか。

それから、もう一つだが、今回は南田中図書館ということで、学校の図書館に所蔵してあるものと、それから、南田中図書館や光が丘図書館、平和台図書館に所蔵してある本と、重複しているとか。つまり借り出したけれども、うちの学校にあったとか、だから、そういう整合性、つまり学校にないもの、学習に役に立つようなものを区立の図書館で用意してある、特に中学校レベル。中学生だと、かなりレポートというか、学習活動の中で自分で調べてレポート提出というようなことが出てくると思う。そういうときに、教科書や学校の図書館やそこにはないけれども、こういった区立図書館の支援図書、専用図書を借り出して深められるというふうな、そういった図書ごとの重複とか、欠落とか、そういった面での作業、そういうことはどの程度なされているのか。非常に難しいか。

#### 光が丘図書館長

区立図書館は学校からのご要望を一番重視しているので、図書館のほうで学校の所蔵の中身がなかなか把握し切れていないので、学校で必要のあるこういった、天文なら天文、お米ならお米という、そういったご要望をいただいて資料をそろえているという状況がある。

#### 天沼委員

そうか。そういうものを伺いたい。どういうものをどこの学校で要望されて活用されているかという、もう少し踏み込んだ、全般的に「社会科学」と出ているが、そうではなく、支援事業として、今、どういうふうになっているのかということをやっと。難しい質問であろうか。

#### 外松委員

今の天沼委員のお聞きになりたいこともすごく理解できるのだが、ただ、多分、学校は現実には子供たちが調べ学習に入ったりすると、同じものを複数冊欲しいというのがどうしてもある。やはり学校現場には同じ書籍がある数はどうしても限られていて、だけれども、子供たちからはやはりその本を欲しいという要望も結構あったりして、だけれども、では同じ分野のものを子供たちが調べるかといったら、そうではないのだけれども、やはり資料としてそのほうが適切だと、この記載されているジャンルの中からまた子供たちが選んで資料の1つにしていくということがあるので、どうしても調べ学習をより深めていこうとすると、学校現場は、多分、同じ図書が欲しいということがすごく現実には起こってくるのだらうということをやっと想像するのである。だから、どこの学校でどの程度という、そこまではなかなかすごく厳しく、どうしても今日いただいたような図書館としてこういう分野の本にこれだけ貸し出しの要望があったというような、このくらいがやはり現状かなと思ったりもするのだが。

#### 委員長

私も学校支援専用図書はちゃんとそろえられていて、きっとそれは各学校からのニーズによってだんだん整備されてきて、これからもそうなると思うので、そういうようなシステムがつけられているということが大事なのかと思うので、あまり細かいところまでデータがあってもまとめ切れないこともあったと思うので、こういうものだということによろしいのかと思う。

#### 外松委員

ちょっとお聞きしたいのだが、(5)に「図書の配送」とあり、平成22年度の実績が123万5,430円と、こうあるのだが、これはどういうことでこの費用が使われているのか、この配送に関して。

#### 光が丘図書館長

こちらは、各学校なり、幼稚園、保育園から、団体の貸し出し要請があり、資料を整えて箱に詰めて、それを運送業者に委託しているので、その委託の回数が159回だということである。1校に行く場合も1回なのだが、なるべく幾つか回れるような形で予定を組み貸し出しをして、返却する際も効率的にそれらを使ってという状況である。

#### 外松委員

わかった。

天沼委員

これまでも図書館見学であるとか、いろいろ貸し出しであるとか、そういう中で学校側の要望をお聞きになっていると思うのだが、専用図書を選定で学校の先生方などのご要望であるとか、それはどの程度受け入れるというか、そういうふうになっているのか。

光が丘図書館長

専用図書、南田中図書館は今現在、支援員がほぼ毎日学校に出向いているということがあり、学校の担当の先生方と連絡をとって、どういったものが必要かというところでの調整を行っているところがある。ほかの図書館においても、学校との調整会議、連絡会議、これは年に数回しているわけであるが、そういったところでのご要望であるとか、あるいはまた団体の貸し出しをいただく際のそうしたニーズであるとか、そういったところも伺ってそろえている。

それからまた、学習指導要領、そういったところの部分もしんしゃくしながらそろえていくというふうになっている。

委員長

学校図書館を支援する事業として出てくるのは、大体もうこれで以上であるということとよろしいのか。

光が丘図書館長

現在、図書館で行っている支援事業については、今回、挙げさせていただいたが、こちらを今現在進めているというところである。

委員長

テーマは区立図書館と学校図書館の連携なのだが、指導課で行われている事業も学校図書館を支援するということであるので、それも一緒にということで、私は前回の資料と今日の資料を合わせて読ませていただいて、事業を3つに絞っていいかと先ほどもちょっとお話ししたけれども、学校図書館支援事業と、学校図書館支援モデル事業、それから学校図書館の業務委託事業の3つについて点検・評価をしていくということで。そのねらいというか目的については、先ほど指導課から資料をいただいた今回の学習指導要領の改訂のところでも言語活動の充実ということで読書の重要性もうたわれているし、学校図書館と公立図書館の連携とか、保護者なり地域と連携というようなことを踏まえてこのような事業が立ち上げられているというふうに私は認識したので、ねらいのところも、学校図書館利用の活性化及び児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実を図るため、というようなことで指導課が書かれたところにちょっと「学習活動」という文言を加えるといいかと私なりにちょっと考えてまいった。

その後に現状、1、2、3について今まで丁寧にご説明いただいた部分全部を載せることにならないかと思うが、それをかいつまんでまとめて概要として挙げていただいて、それに対する成果と課題というものを次に出していただいている部分も、箇条書きで幾つも子供たちが図書館を利用する回数が増えたとか、意欲的になっているとか、いろいろ

るあったかと思う。そういったものをそれぞれにまとめていただいて、課題となっているのはこういうことであるということ、今後の方向性のようなものも出していただけたらいいかと思う。

昨年は資料として学力検査の結果のようなものが入っていたのだが、今回はアンケートがあったかと思うので、これについて、22年3月に送られたアンケートに基づいていろいろな計画も立ち上げられているように思われるので、その資料を添付するのもいいのかと。ざっと方向性、この点検・評価のまとめ方を考えてみたのだが、皆さん、ご意見があればお願いします。

教育長

よろしいのではないかと。

委員長

「学校支援モデル」と書いてあるのだが、これは正式に言うと「学校図書館支援モデル事業」となるのかと。

天沼委員

ああいうふうな形で南田中図書館でやっていらっしゃる事業などはそうである。先ほどご説明いただいた。

委員長

「学校支援」となっている 学校支援なのだが、「学校図書館支援モデル事業」というふうに言葉はそろえたほうがいいかというのは、ちょっと私は気になった。でも、その事業はこの名前で行っているのであれば、これはこれでいいかとは思いますが、ちょっとそれは気になったところである。

大分時間も過ぎており、大変急がせたような形で申しわけないと思うのだが、教育長から、大体今のような形でもいいのではないかと、というなずきをいただいたのであるが、そういったところで事務局でそれぞれの事業についてまとめていただいたものを次回出していただいて、それについてまた話し合いをしたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、そのような方向で事務局にお願いしたいと思う。

本日は報告が幾つかあるが、次回でよろしいか。

それでは、報告については次回の会議で行いたいと思う。よろしくをお願いします。

それでは、第22回教育委員会定例会を終了とする。